

よっちゃばれサロン助成金事業交付要綱

【趣旨】

第1条 より良い地域づくりに向けた、住民活動を支援するため、市内で活動する団体、若しくは活動を始めようとする団体経費の一部を助成する。

特に、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が集える場として、自治会の公民館などで地域住民同士による様々な活動を自主的に企画、運営し生きがいづくりや集いの場など健康増進を図ることを目的としている。

【対象団体】

第2条 この要綱において、「集いの場を運営する団体」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 団体の会員数が5人以上であり、会員すべてが中央市内在住であること。

(2) 毎月1回、1時間以上の活動を行えること。

※原則毎月1回以上の活動が、困難な場合は月を問わず年度内に12回以上活動する予定であること。

(3) 活動の実績や写真の記録ができること。

(4) 代表者を必ず3名選出することが可能であること。

(5) 新規参加希望者を受け付けること。

※但し、自治会主体の活動等、参加者を限定している場合は要相談。

(6) これにない事例は、その都度中央市社会福祉協議会と協議する。

【対象内容】

第3条 「集いの場を運営する団体」の対象となる活動例として次のような内容が挙げられる。

(1) 近所の友人とお茶のみ会、食事会などの居場所づくりの活動。

(2) 子ども達を交えた、親子サロン、読み聞かせ、餅つき大会などの多世代間交流の活動。

(3) 環境美化や、支え合い活動等ボランティアを目的とする活動。

(4) 手芸教室などの創作活動、趣味の集まりや健康増進を図ることを目的とした活動。

また、外部講師による各種講座や勉強会。

(5) その他重視する活動として、広く地域住民に対して活動が開かれ、日常的な人の繋がりが生まれ、共感と参加が拡大する活動。助成によってどのように地域が充実、発展するのかが明確である活動。

【対象外団体】

第4条 下記に該当する団体は本事業の対象外とする。

(1) 中央市、中央市社会福祉協議会より補助金・助成金、またはそれに類する支援を受けている団体。

(2) 法人格を有する団体、政治活動や宗教活動、営利活動を目的とした団体。

(3) 親族(3親等まで)のみで構成された団体。

(4) 月謝等を徴収し、教室として運営している団体。

(5) 不正利用が発覚した団体。

【助成金額】

第5条 助成金を受けようとする団体は、年度ごとに申請する。助成金は、年に一回の交付とし団体名義の指定口座へ入金とする。この助成金額は、年度によって異なり、申請時の会員数で上限が決定する。

- ・会員5～10人 10,000円 上限
- ・会員11～15人 20,000円 上限
- ・会員16人～ 30,000円 上限

【助成金対象経費】

第6条 この事業の対象となる経費は、別表1に掲げる経費とする。

【助成金注意事項】

第7条 下記の事項を禁止とする。

- (1) 酒類の購入しない。
- (2) 私的に使用しない。また、私的な購入品と領収証を同一に発行することは、証拠書類としては、認められない。領収書は、必ず個別に発行すること。
- (3) 助成金の用途を明確にできない経費。
- (4) 助成金対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合や助成金対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、助成金対象経費として認められない。

【助成金の申請】

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を全て添付し期日までに提出しなければならない。また、提出された書類に不備や不足書類がある場合は受け付けができない。

- (1) よっちゃばれサロン助成金事業申請チェックシート
- (2) よっちゃばれサロン助成金事業交付申請書（様式第1号）
- (3) よっちゃばれサロン助成金事業申請団体名簿（様式第2号）
- (4) よっちゃばれサロン助成金事業活動予定表（様式第3号）

【助成金の交付決定】

第9条 前条の規定により申請があったときは、趣旨に沿った団体へ優先的に交付するため、活動の内容を審査し助成金の可否を決定。よっちゃばれサロン助成金事業交付決定通知書（様式第4号）を団体宛に発行する。また、上記決定通知書を受領した団体は、よっちゃばれサロン助成金事業交付請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）と団体名義預金通帳の表紙と表紙裏側の口座名義人名のカタカナ表記部分のコピーをそれぞれ期日までに中央市社会福祉協議会宛てに提出する。

なお、審査時の優先順位を考慮し助成金の可否を決定。申込み多数の場合は社協内で協議する。

- 1 新規設立の地区サロン
- 2 地区の公民館等身近な場所で継続的に集まり、地域の憩いの場として交流を深める活動を目的とする既存の地区サロン
- 3 子育て世代が様々な世代と地域との交流を生み出す活動を目的とする団体
- 4 環境美化や支え合い活動等、ボランティアを目的とする団体
- 5 趣味の集まりや健康増進を図ることなどを目的とした地域住民に広く開かれた活動を目的とする団体。

【助成金の実績報告】

第10条 この事業の対象期間は、4月から翌年3月末までとし事業が完了した日の翌日から10日以内に、速やかに次の書類を社会福祉協議会に提出しなければならない。

また、定められた期日までに活動報告及び、収支報告書等の提出ができなかった場合には、次回の助成金の交付ができない。なお、この事業に係る全ての報告がなされない場合や虚偽の報告、サロン以外に対する経費の執行など不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を求める。

- (1) よっちゃばれサロン助成金事業報告書（様式第6号）
 - (2) よっちゃばれサロン助成金事業活動報告書（様式第7号）
 - (3) よっちゃばれサロン助成金事業収支報告書（様式第8号）
 - (4) 領収書の原本（重ならないようにA4用紙に貼付）
 - (5) よっちゃばれサロン助成金事業活動写真（様式第9号）
- ※最低3枚を添付。1枚は会員全体の写真を含めること。

【その他】

第11条 これにない事例は、中央市社会福祉協議会会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

《別表1》（助成金対象経費項目）

- ・食糧費（お茶代・お弁当代・お菓子代等）
- ・消耗品費（衛生用品・工作などの材料費等）
- ・通信費（切手代）
- ・事務費（コピー代・ファイル代・チラシ作成費等）
- ・保険料（活動時のケガに対する補償）
- ・会場使用料（但し団体等の事務所の維持に係る経費は対象外）
- ・謝礼金

（地域の公民館以外を利用している団体は、謝礼金の費用は認めない。
また、貴団体の会員が講師になる場合の謝礼金は対象外とする。）

上記に該当しない項目で不明な点は、中央市社会福祉協議会に要相談。